

## 不適正処遇及び矯正施設内の腐敗の防止： 更生的な刑務所環境の醸成

レー・ドーン・コービン\*

### 1 ガイアナの拘禁施設における被収容者虐待及び腐敗の現状

ガイアナ法第11：01章は、ガイアナ刑務局（Guyana Prison Service：GPS）の法的根拠となっており、刑務所の運営組織構造の説明及び主要責任者（刑務長官・次長）の主な権限・責務を含む主要事項を定めています。

GPSの職務内容は、『Report of the Disciplined Forces, 2004』（2004年規律部隊報告書）で指摘されているように）同法に具体的に明記されているわけではないものの、第III部第217条及び第281条で含意されています。これらの条項から、GPSの主な職務は、(a) 拘禁と(b) 矯正の2つを柱として見ることができます。同法は、1957年以来GPSが職務を果たす拠り所となってきた、堅固な枠組みを提供していますが、これまでほとんど改正されていません。

実務上は、GPSは長らく、その名前が示すとおり、「prison」の枠組みの中で運営されてきました。オックスフォード英語辞典の定義では、prisonとは、人が犯した罪の罰として、またその罪に対する裁判を待つ間に、法律に基づき収容される建物、とされています。この定義には、被収容者の改善更生も、積極的な矯正措置の実施も含まれていません。

GPSは、2014年に戦略的計画に示したとおり、拘禁を主眼とする施設から矯正に重点を置く施設への変革に向けたいくつかの取組を開始しました。具体的には、法改正、被収容者向けプログラムの拡充、運営の改善、人材能力構築、インフラの改善などの戦略的取組が含まれています。

#### (1) 虐待

英国及びガイアナの領域横断型専門家チームが2019年に完了した調査の報告書『*An Historical Perspective on Guyana's Jails*』（ガイアナの行刑施設に関する歴史的展望）によると、1830年代以来、インフラはこの行刑施設内の生活環境を形作ってきました。インフラによって、慢性的な過剰収容、有意義な活動の欠如、医療への限定的なアクセス、強制的な隔離、様々な形態の暴力、劣悪な衛生状態、被収容者の家族関係維持の不足など、被収容者にとって過酷な現実が生まれていました。これらは、犯罪学者

\* ガイアナ内務省ガイアナ刑務所、戦略管理部主任

が「拘禁生活の苦しみ」(Johnson & Toch、1982年)と呼ぶ現象と一致します。

長年にわたり、ガイアナでは安全な刑務所施設が不足しているために、多くの被収容者が頻繁に、過剰収容の集団室や単独室に1日何時間も閉じ込められ、作業や運動の機会を満足に与えられずに過ごすことを余儀なくされていました。そうした環境が被収容者の精神的健康に与える影響は、早くも1831年に知られていました。当時既に、発作的な憂鬱、反抗的態度、「無気力状態」になる事例が増えていることが指摘されていたのです<sup>1</sup>。当時、「心神喪失」と見なされた者を刑務所に拘禁していた慣行も、そうした心理的負担を高めていました。

過剰収容は、ガイアナにおける虐待事例の主要な誘発要因となっています。ガイアナの刑務所は、設計上の上限を大幅に上回る収容者数となっており、収容能力を超えた状態で運営されていました(2022年の米国国務省の調査による)。過剰収容に加えて、有意義な活動に時間を使える機会が乏しいことにより、緊張と暴力的環境が生まれ、被収容者同士及び刑務官による虐待のリスクの増大につながります。過剰収容の状況は改善しつつあり、2019年3月時点で118.5%もの収容率(『*Support for the Criminal Justice System Programme 2017 Report*』(2017年刑事司法制度支援プログラム報告書)による)だったものが、現在は大規模な建設やリノベーションの進展により、2024年4月時点では65%の収容率となっています。

過去には、刑務官による身体的虐待とされる事例も報告されていました(『*MNS Disorders in Guyana's Jails Project*』(ガイアナの行刑施設プロジェクトにおけるMNS障害)、University of Leicester、2016年)。身体的暴力は、被収容者を服従させ、支配し、刑務官に対する恐怖と、見せかけの「敬意」を植えつける手段として利用されていました。また、ガイアナではいまだに、ガイアナ法第11:03章「鞭打ち刑の法」が憲法から廃止されていません。とはいえ、数十年前から、そのような残酷で非人道的な刑罰を科す判決は下されておらず、実施されてもいません。さらに現在では、被収容者に対するいかなる形の虐待も許容しない「ゼロトレランス政策」が2021年に行政命令により制定されています。その結果、虐待報告に関する調査が優先的に取り扱われるようになり、この政策への違反に対して罰則が適用された事例も数件あります。さらに、ガイアナ国際人権協会との協力を通じて、継続的に全職員に人権研修を展開しています。

第4109回会合での国連人権高等弁務官事務所とガイアナとの対話における報告によると、一部の施設では衛生管理の不備、医療へのアクセスの限界、日光の不足が指摘されました。しかしながら、衛生管理については、特に新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経た今、優先的な取組がなされています。2020年から、衛生管理にはそれまでの3倍の予算が付けられ、被収容者の中から指名された衛生係が、衛生的環境

<sup>1</sup> Anderson, Clare (2019年)『*An Historical Perspective on Guyana's Jails*』(ガイアナの行刑施設に関する歴史的展望)、University of Leicester

の保持に努めています。新型コロナウイルス感染拡大ピーク時には、世界中では多くの一般市民の間で高い感染率が見られたのに対し、ガイアナの拘禁施設内では被収容者の10%が感染しただけでした。さらに、新型コロナウイルス感染症に関連した死亡例は報告されておらず、入所する被収容者が他の被収容者と接触する前に、全員に検査、隔離及び再検査を行い、2021年12月時点で被収容者の85%がワクチン接種を済ませていました。

新型コロナウイルスの流行に対して極めて良好な医療体制で応じられたのは、GPSが雇用した医療専門職と保健省から派遣された医療専門職からなるチームの尽力のおかげです。国内5か所の刑務所それぞれに、十分な人員を配した医務室があります。最大規模の刑務所では医師が1日平均70人の患者を診ます。それとは別に、正規職員の看護師と常駐の地域保健師が平均40人の被収容者に対応しています。被収容者は外来診療及び一定の入院診療を受けることができ、より高度な医療が必要な場合には最寄りの保健センター又は公立病院に紹介されます。今後のインフラの改善により、医療部を通じて被収容者に提供されるサービスの質と範囲は向上する見込みです。

刑務所からの逃走事案に対するネガティブな反応として、被収容者の行動制限や継続的なロックダウンに至る事態が生じています。こうした対応が管理の手段として利用されるのは、刑務所のインフラが最適化されておらず、逃走防止のための多層的なセキュリティ対策が整備されていないためです。現在、ガイアナの従来の拘禁施設観が刷新されるような大規模な建設とリノベーションが進行中です。こうしたリノベーションとセキュリティ対策の最新化によってこの問題は解決されるでしょう。

## (2) 腐敗

ガイアナの拘禁施設では、被収容者や面会に訪れる家族、一部の不正な刑務官による巧妙な手口を通じて、禁制品が施設内に持ち込まれています。施設内から無許可の物品を排除するため、日常的及び抜き打ちの検査と、月に1回の多部門共同での検査が実施されています。残念ながら、検査の度に何かしら見つかるというのが現状ではあります。

こうした不正行為に関わっている疑いのある刑務官は、内部調査を受け、違反の深刻度によっては（例えば、薬物の不正持ち込み）、法律に基づき拘禁刑で罰せられることもあります。過去には、刑務所職員が被収容者への好待遇の見返りとして被収容者やその家族に金銭を要求したとされる事例がありました。刑務所規則の継続的な徹底、不正行為への関与により生じるリスクや有罪と判断された者への処分についてよく説明することが、この種の腐敗を抑止する力となります。

積極的な対策強化として、刑務官には、個人的及び職業的成長を促すため、短期から長期の幅広い多様な研修の機会が提供されます。また、当刑務局の研修戦略及び研修受講の機会は、現代の矯正施設の矯正ニーズを満たすことに焦点を置いたものへと進歩しています。

## 2 不適正処遇及び腐敗を防止するための法的な枠組み並びに実践

GPSは、刑務所法（1975年第26号）に基づき設置されました。前述のとおり、GPSの法的根拠となっているのはガイアナ法第11：01章であり、そこでは刑務所の運営組織構造を明確化する事項が定められています。同様に、不適正処遇と腐敗を防止するための事項も定められています。

第1に、拘禁施設内で生じた問題について監督及び戦略的介入を行う刑務所視察治安評議会（Board of Visiting Justices）を所管の大臣が任命するとする規定があります。また、高等裁判所及び下位裁判所のすべての裁判官が職権上の視察判事（Visiting Justices）であり、ガイアナ刑務所内における法的権限を有するとされています。該当する条文の抜粋は以下のとおりです。

### ガイアナ法第11：01章第VI部

47.（1）視察判事は、自身が視察判事となっている任意の刑務所をいつでも訪問し、当該刑務所のいかなる部分についても監査を行うことができる。また、被収容者の食事、食生活、衣服、処遇及び行動について調査・視察判事の権限及び職務 観察し、刑務所職員又は被収容者に質問をし、被収容者からの苦情があれば聴取することができる。加えて、刑務所内に虐待及び不正行為がないか調査することができ、本法及び刑務所規則の規定が遵守されているか否かを可能な限り確認するものとし、そのような事項があれば所管大臣に報告することができる。

第2に、独立した視察委員会（Visiting Committees）が運営のあらゆる面の全般的な監督を行うとする規定があります。該当する条文の抜粋は以下のとおりです。

### ガイアナ法第11：01章第II部

9.視察委員会は、被収容者が受けている懲戒又は処遇報告に関する 調査 によって精神又は身体を傷つけられている可能性があるという報告を受けた場合には、これに対応し、委員会としての意見を大臣に提出するものとする。

第3に、刑務官には、刑務官から被収容者への不適正処遇、被収容者同士の虐待、又は被収容者から刑務官への虐待事案について、関与しないこと及びこれを報告する法的義務が課されています。該当する条文の抜粋は以下のとおりです。

### ガイアナ法第11：01章第II部

181.すべての刑務官は、虐待又は不適切な処遇が行われ 虐待 ていることを知り得た場合は直ちにこれを責任者に報告するものとする。

また、すべての刑務官に、被収容者が刑務所内において又は所外で監督下にある場合

においても、刑務所法に定める無許可の物品を所持しないようにする法的義務が課されています。

こうした法律、運用手順及びGPS倫理規範への違反があった場合、刑務官に対して懲戒処分が科されます。前述のとおり、腐敗に関する違反は法律による処罰の対象となります。違反の内容が薬物取引などの犯罪行為である場合、刑務官に3年間の拘禁刑が科される可能性があります。また、刑務官が終身刑未満の刑期で服役中の被収容者の逃走を幫助、教唆した罪で有罪となった場合、当該元刑務官を「重罪犯とし、7年の拘禁刑に処すものとする」（ガイアナ法第8：01章第23節：第342条）と定められています。さらに、逃走した被収容者が終身刑に服していた場合は、当該元刑務官を「重罪犯とし、終身刑に処すものとする」（ガイアナ法第8：01章第23節：第341条）と定められています。

### 3 不適正処遇と腐敗の防止を取り巻く課題

ガイアナの拘禁施設において、不適正処遇と腐敗を防止するための取組を難しくしている大きな課題が依然として存在しています。具体的な課題は以下のとおりです。

- (1) **スペース不足による過剰収容**：過剰収容状態にあると、緊張感に満ちた環境が生まれやすくなり、秩序維持や暴力防止を困難にします。またスペース不足により、適切な監督が行えず、虐待の機会の増加と禁制品の蔓延につながります。
- (2) **リソースの制約**：人員、資金及び十分なインフラなどのリソースの制約は、被収容者の監督を極めて困難にします。2022年以前までは特に、資金が限られていることが、設備の改善と包括的な更生促進プログラムの整備に悪影響を与えていました。
- (3) **アカウントビリティ及び監督体制**：虐待や汚職・腐敗とされる事案の捜査と訴追のための堅固な仕組みがないと、罪を犯しても罰を免れられるという認識が生まれてしまいます。
- (4) **刑務官の過酷な労働環境**：刑務官が (i) 極端な長時間労働、(ii) 労働時間と労力に見合うだけの報酬を得られていないという認識、又は (iii) 厳格で階層的な組織構造によって悪い影響を受けていると、賄賂の受領や、禁制品の流通への加担をしやすくなります。人材が不足し、刑務所内で「実力行使」ができないという萎縮感も、刑務所内の環境を「平和」に保つことを名目とした禁制品の流通への加担の一因となり得ます。

### 4 解決策の提案

より包括的で権利を重視した枠組みを具現化するというガイアナの取組は、拘禁施設内でこそ周知徹底していかなければなりません。GPSは、更生を最優先とし、人間の尊厳を尊重し、全般的な人権保護の向上に寄与する環境を醸成しなければなりません。より更生的な環境を醸成するための方策として、以下のことを提案します。

### (1) 刑事法制改革

GPSは、2014年に戦略的計画に基づき、拘禁を主眼とする施設から矯正に重点を置く施設への変革に向けたいくつかの取組を開始しました。GPSの8つの変革戦略目標の中で最も重要な点は、刑事法制の近代化です。そのためには、過去の遺物となっている既存のものを廃止し、被収容者の更生と元犯罪者の社会復帰という理念を反映した新法の制定が必要です。

この法改正の検討は、内部・外部を問わず、直接的・間接的に関与するすべての関係者や関係グループが、積極的に参加するプロセスとして実施されるべきです。新しいガイアナ矯正施設法が成立すれば、ガイアナの拘禁施設が極めて機能性の高い矯正機関となる新しい時代が始まるでしょう。

### (2) 物理的・非物理的インフラ整備

被収容者の更生を促す包括的な環境を作り出すためには、適切な設計の収容棟と追加設備の建設とともに、信頼性の高い制度を整備しなければなりません。新しい大規模な物理的インフラは、ガイアナの拘禁施設における人々の生活を向上させるための、効率的で効果的な運用手順によって支えられなければなりません。

多くの被収容者は、困難な刑務所環境で過ごしながらも良い経験を重ねることができており、その後犯罪生活に戻らずに生活できています。2023年時点での再犯率が18%という低い数値に留まったことは、困難な状況においても多くを達成できることを示しています。しかし、今後の目標は、再犯者の減少傾向を持続させるとともに、刑務所人口が社会に及ぼすリスクを低減することです。そのためには、適切な被収容者の分類及び分離収容制度の厳格な運用が不可欠です。

### (3) 専任執行部門の創設

刑務官による不正行為の問題に対処するためには、対外的なアカウントビリティの強化と一般社会からの良いイメージの確立を担う専任の調査執行部門を創設することが最善と考えられます。事案の迅速な検知と、公正な懲戒を伴う解決は、根深い腐敗を根絶する手段となるでしょう。

### (4) 人材の能力強化

安全なインフラに加えて、刑務官自身が、被収容者の生活を預かる指揮官としての力を取り戻す方法を理解する必要があります。腐敗が生み出す数多くのリスクの中で、被収容者に軽んじられることは、すべての土台となる問題であり、その影響はその他の様々な形で現れてきます。人を動かし、交渉し、拘禁施設内での権威ある人物としてふさわしい力を鍛える技術についての適切な知識を刑務所職員に提供することが、現場における前向きな変化につながるでしょう。

## 5 矯正施設の透明性を確保する取組

透明性を確保し、一般社会からの信頼を獲得するため、GPSでは以下のような施策を

採用し、成果を上げています。

- 月刊ニュースレターと月例テレビ番組を通じ、当局全体の最新動向や更生促進の取組を紹介するなど、一般市民に重要なメッセージを共有する体系的な広報戦略を採用しています。
- 政府の任命を受けたチーム及び視察判事による定期的な監査を推進するとともに、あらゆる協力者に対して開かれた環境を維持しています。
- アカウンタビリティの強化を目的として、報道関係者や高等教育機関の研究者による刑事施設に関する情報アクセスや施設訪問を奨励しています。
- 刑務所管理の5つの中核領域の改善に関する監督と助言を行う、5つの刑務所諮問委員会を設置しています。同様に視察委員会も、各刑務所及び所内で発生する事象の管理全般に関し、刑務所当局及び所管大臣に対し、「刑務所の効率性の向上を推進」（ガイアナ法第11：01章第II部第7条）する法的権限を有しています。
- 刑務所理事会のメンバーが常時アクセス可能な、24時間体制の映像監視を実施しています。

GPSは、我が国の犯罪者及び職員の人生をより良くする機会をもたらす環境を作り出すための制度・運用の刷新を行う第一義的な立場にあります。今日の行動が、より良い明日に向けた最適な準備となるはずです。地域的及び国際的な刑事司法関係者からの学びは、GPSだけでなくガイアナの一般市民にとっても大いに有益であり、我が国の発展を支えるものとなるでしょう。

## 参考文献

- Anderson, Clare (2019年) 『*An Historical Perspective on Guyana's Jails*』 (ガイアナの行刑施設に関する歴史的展望)、University of Leicester
- 規律部隊委員会 (2004年) 『*Disciplined Forces Commission Report*』 (規律部隊委員会報告書)、ガイアナ
- ガイアナ政府 (1957年) ガイアナ法第11 : 01章 : 刑務所法、ガイアナ
- ガイアナ政府 (1893年) ガイアナ法第8 : 01章 : 刑事犯罪法、ガイアナ
- Ifill, Melissa (2019年) 『*Understanding the Challenges facing the Guyana Prison Service*』 (ガイアナ刑務局が直面する課題を理解する)、<https://le.ac.uk/history/research/current-research-grants/mns-disorders-in-guyanas-jails>
- Johnson, Robert & Toch, Hans (1982年) 『*The Pains of Imprisonment*』 (拘禁生活の苦しみ)、SAGE Publications Inc.、米カリフォルニア
- 米国国務省 (2022年) 『*2022 Country Reports on Human Rights Practices : Guyana*』 (2022年版人権慣行に関する国別報告書 : ガイアナ)、<https://www.state.gov/reports/2023-country-reports-on-human-rights-practices/guyana/>